

# 八ッ場ダム貯水池水面利用協議会 規約

## 第1条 名称

本会は、八ッ場ダム貯水池水面利用協議会（以下「水面協議会」という）と称する。

## 第2条 目的

水面協議会は、八ッ場ダム建設事業によって出現した八ッ場あがつま湖において、ダム本来の目的を達成しつつ、湖の水面及び湖岸（以下「水面」という）の利用が、首都圏の重要な水源としての良好な水質の確保、湖周辺の豊かな自然環境及び生態系の保全、更には利用者の安全を相互に確保した上で、水源地域の振興と活性化の推進並びに、地域住民の生活との調和を図ることを目的とする。

## 第3条 協議事項

水面協議会は、前項の目的を達成するために、以下の事項について協議するものとする。

- (1) 水面利用ルールの策定、変更
- (2) 水面利用に関する情報交換及び連絡調整
- (3) 自然環境及び生態系の保全に関する情報交換及び連絡調整
- (4) 利用者の安全に関する情報交換及び連絡調整
- (5) 水源地域の振興と活性化の推進
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

## 第4条 組織

水面協議会は、八ッ場あがつま湖の地域を担当する関係機関、関係団体及び、地元関係者の代表者（以下「委員」という）をもって組織する。（別紙）

2. 委員は、協議会の承認を得て選任、退任することができる。
3. 協議会委員の組織・所属名称等が変更した場合は、次の会議の時に委員の変更を行うものとする。

## 第5条 役員構成

水面協議会には、次の役員を置くものとする。

- |     |    |
|-----|----|
| 会長  | 1名 |
| 副会長 | 1名 |

## 第6条 役員選任

会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

## 第7条 役員職務

会長は、水面協議会を代表し、会務を統理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## 第 8 条 事務局

水面協議会の運営に関する事務を行うため、利根川ダム統合管理事務所内に事務局を置く。

## 第 8 条の 2 利用者連絡会

規約第 3 条 4 項に関して、水面協議会が承認した水面利用の事業者による利用者連絡会を置く。

## 第 9 条 水面協議会の会議開催

水面協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、会長が議長を務める。

2. 会議は、原則として年 1 回これを開催するものとし、第 3 条に定める事項及び、次年度のハッ場あがつま湖の利用予定の確認等について協議を行うものとする。
3. 会長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。
4. 会議は会長が認めた場合には、関係者から意見聴衆や招集することができる。

## 第 10 条 会議の運営等

会議は、水面協議会を構成する者の過半数の出席が無ければ開催することができない。

2. 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ事務局に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
3. 委員は、都合により会議を欠席する場合、会長あてに委任状を提出することができることとし、あらかじめ事務局に委任状を提出することにより、当該委員の出席とみなす。
4. 会議の決議方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
5. 一時的な水面利用について、利用者連絡会で承認を得られたものは、事後承諾とすることができるものとする。

## 第 11 条 雑則

この規約に定めるものの他、水面協議会の運営に関して必要な事項は、会議において定める。

## 第 12 条 規約の改正

この規約を改正する必要があると認めた時は、協議会に図りこれを決定する。

## 第 13 条 付則

- この規約は、平成 31 年 3 月 18 日より施行する。  
この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より改正する。  
この規約は、令和 3 年 2 月 24 日より改正する。  
この規約は、令和 4 年 3 月 2 日より改正する。

この規約は、令和5年2月10日より改正する。

(別紙)

八ッ場あがつま湖水面利用協議会委員

	構成区分	組織・所属名称	委員	備考
1	地元関係者	川原畑区	区長	
2		川原湯区	区長	
3		横壁区	区長	
4		林区	区長	
5		長野原区	区長	
6	関係団体	川原湯温泉協会	協会長	
7	〃	長野原観光協会	協会長	
8	〃	北軽井沢観光協会	協会長	
9	〃	吾妻漁業協同組合	組合長	
10	〃	長野原町商工会	会長	
11	関係機関	長野原警察署	署長	
12	〃	吾妻広域消防本部	消防長	
13	〃	長野原町	町長	会長
14	〃	群馬県吾妻行政県税事務所	事務所長	
15	〃	群馬県中之条土木事務所	事務所長	
16	〃	群馬県八ッ場ダム水源地域対策事務所	事務所長	
17	〃	国土交通省利根川ダム統合管理事務所	事務所長	副会長